

## 富士市地域課題解決型ワークショップ運営業務委託 仕様書

1 業務名 富士市地域課題解決型ワークショップ運営業務委託

2 業務の目的

当市では、人口減少や事業所の減少が続いており、地域経済の再生や持続可能な地域経済環境の構築が課題となっている。こうした中、革新的なビジネスモデルの構築や社会・地域課題の解決を目指すスタートアップと市内企業向けに当市が行う課題解決型ワークショップ（交流会）及び市内企業の視察に参加してもらうことで、市内企業の課題及び地域課題の解決に繋げていくとともに、スタートアップに対する支援体制の構築を行い、当市にスタートアップを誘致し、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

3 契約期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

4 委託内容

受託者は、本委託業務に関する富士市職員の地域課題に対する意識の醸成（講演会または富士市の地域課題に関する動画の作成等）及び静岡県内にて行うワークショップ（交流会）・市内企業への視察の企画及び運営を行うものとする。

(1) 富士市職員の地域課題に対する意識の醸成（講演会または富士市の地域課題に関する動画の作成等）及び静岡県内にて行うワークショップ（交流会）・市内企業への視察の企画及び運営

ア 受託者は富士市職員の地域課題に対する意識の醸成（講演会または富士市の地域課題に関する動画の作成等）を行うこと

イ 受託者は、ワークショップ（交流会）に参加する市内企業を富士市産業支援課と協力して募集すること。

ウ 受託者は、ワークショップ（交流会）に参加したスタートアップを対象に市内企業の視察を企画及び運営すること。

エ 受託者は、市外及び県外のスタートアップ及び市内企業に興味のある市外県外の事業者に対するワークショップ（交流会）及び視察の広報活動（SNS等を活用したWEB媒体、チラシ等）を行い、集客活動を行うこと。

オ 受託者は、進捗状況を委託者に報告し、ワークショップ（交流会）及び視察終了後は参加したスタートアップ及び富士市企業に対し、アンケート調査を行い、委託者へ報告を行うこと。

カ 本業務において、参加するスタートアップが考案した優秀と認められる案については、当市が行う予定である「令和9年度スタートアップ伴走型アクセラレーション支援事業」の支援対象とするスキームとすること（令和9年度スタートアップ伴走型アクセラレーション支援事業については当該年度の富士市の予算議決が前提となる）。

キ 受託者は、ワークショップ（交流会）及び視察の会場を確保すること。

(2) 定期的な報告

ア ワorkshop（交流会）及び視察開催前のスタートアップの反応やワークショップ

(交流会)の集客状況を随時報告すること。

イ 委託者は、随時情報共有を行うこと。

(3) その他

ア ワークショップ(交流会)及び視察の周知及び開催に必要なチラシ、WEBを活用した広報物を作成すること。

イ 講演会及びワークショップ(交流会)及び視察の開催に係る専任の担当者を配置し、参加希望のスタートアップ及び富士市の事業者からの問い合わせ等に対応できる体制を構築すること。

5 契約関係

(1) 実施計画書等の提出

受託者は、以下の実施計画書等を委託契約締結後、7日以内に委託者へ提出すること。

ア 業務全体に係る実施計画書

イ 業務実施体制図

(2) 業務終了後の報告

ア 本業務実施に関する情報の収集、整理及び分析を行い、レポートとして成果物を提出すること。

イ 令和9年2月26日(金)までに、市が別に定める委託業務完了報告書を提出すること。

6 支払条件

委託料の支払に当たっては、事業完了後の完了払とするが、受託者から支払条件についての協議がある場合は、市はこれに応じるものとする。

7 その他・注意事項

(1) 本業務の実施に当たり、運営事業者は責任者を定める必要があること。

(2) 委託料には、事業実施に係る全ての費用(市職員の交通費、視察に係る旅費は除く。)を含むものとする。

(3) 本市と緊密な情報共有・連携を図りながら業務を実施すること。

(4) 本業務は国の交付金を活用する事業であるため、市が監査等を受けることとなった場合などには、その協力をすること。

(5) 参加するスタートアップなどから苦情があった場合には、適切に対応するとともに、その内容を本市へ報告すること。

(6) 事故等の緊急時の対策について、日頃から適切な措置を講ずるとともに、緊急事態の発生時には的確に対応すること。

(7) 本業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。

(8) 受託者は、本業務の履行に当たり個人情報及び企業秘密の漏洩を防止するため、必要な措置を講じること。また、受託者は、本業務の履行に当たり知り得た情報を本業務以外に使用してはならない。本業務の履行期間が満了した後も同様とする。

(9) 本業務に関する著作権は、本市に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から有していた権利等については、受託者に留保することができる。

- (10) 本業務に第三者が権利を有する著作物が含まれている場合、第三者の著作権その他の権利を侵害しないこと。
- (11) 本業務の実施に当たって、受託者の責に帰すべき事由により、委託者又は第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその賠償責任を負うものとする。
- (12) 本業務で委託者が撮影した写真等は、本業務以外で委託者が作成する広報制作物等において二次利用できるものとする。
- (13) 天変地異や感染症の影響等により、予定していた事業の変更などが生じた場合、市と協議及び調整の上、支払限度額を超えない範囲で、契約内容を変更し、業務を実施するものとする。

## 8 疑義

本仕様書において疑義が生じた場合は、委託者と受託者の協議の上決定するものとする。ただし、本仕様書に明記されていない事項で、当然に必要と考えられるものについては、受託者の責任において履行するものとする。